

令和 4 年 6 月 25 日現在

機関番号：18001

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2021

課題番号：19K13501

研究課題名（和文）立法裁量統制としての準手続審査の理論的・実践的応用可能性

研究課題名（英文）Theoretical and practical applicability of semi-procedural review as a control of legislative discretion

研究代表者

小林 祐紀（Kobayashi, Yuki）

琉球大学・法務研究科・准教授

研究者番号：40761458

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の目的に照らし、準手続審査の適用条件を実際に画定すべく、各裁判所の判例や文献を収集するとともに、それらを分析・検討するなどの研究を進めてきた。同時に、準手続審査の前提となる裁量論のあり方に関する検討も進めてきた。本研究期間全体を通じての研究の成果としては、立法府の裁量が明示的であるか黙示的であるかを問わず前提にされていることを裁判所による敬讓審査の根拠とする場合に、立法府には敬讓を導き出す条件として、立法の「合理性」を獲得する義務が存在し、裁判所としては立法府の当該義務を、立法過程を通じて適切に履行していると認めることができる場合に敬讓的審査を行うべきであるということである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、従来憲法学が立法裁量の問題に対処すべく試みてきたアプローチに一定の意義を認めつつも、裁判所による実行可能で、かつ人権保障に資する新たなアプローチを構築するための一方法を検討するというものである。立法裁量に関する従来の研究の主たる関心は、立法裁量の認められる（裁判所の敬讓審査の認められる）領域を如何に画定するかという議論に集中し、立法府に付与される一定の裁量を前提に、問題となる権利の重要性から裁判所が如何に実効的な統制を図るかという議論が不十分であったため、こうした憲法学が抱える課題に対して、本研究は一つの道筋を示すことができたように思われる。

研究成果の概要（英文）： In light of the purpose of this research, in order to actually define the applicable conditions of the quasi-procedural examination, I have been conducting research such as collecting the judicial precedents and documents of each court and analyzing and examining them. At the same time, I have been studying the ideal way of discretionary theory, which is the premise of quasi-procedural examination. The outcome of the study throughout this study period is based on the premise that the legislature's discretion-whether explicit or implicit-is the basis for the court's deferential review. In some cases, the legislature has an obligation to obtain the "rationality" of the legislation as a condition for deriving respect, and the court recognizes that the legislature is properly fulfilling that obligation throughout the legislative process. It means that a courtesy examination should be conducted when it is possible.

研究分野：憲法学

キーワード：裁量論 公法学 憲法 準手続審査 憲法訴訟

1. 研究開始当初の背景

本研究の端緒となる、わが国の立法裁量をめぐる従来の議論は、主に「実体的限界」と「審査基準」という2つの観点からなされてきた。特に憲法学において強い支持を得てきた後者の立場は、立法裁量の認められる領域を如何に画定するかというアプローチであり、人権保障の観点から譲れない領域を画定する試みとしての有用性はあるが、立法府に認められる裁量の広狭を明確に区別することは難しく、後述する諸外国の動向も踏まえれば、現代社会においてはむしろ立法府に付与される一定の裁量を前提に、問題となる権利の重要性から裁判所が如何に実効的な統制を図るかを検討することに憲法学の課題と現代的な学術的意義が存在した。

このようなわが国における学術的背景の下で、研究者(私)は立法裁量に対する裁判所のさらなる審査の可能性を拓く手段として、議会の立法過程に着目した手続的統制のあり方を研究対象とするに至ったのである。わが国においてこうした審査手法が注目される契機となったのは、立法裁量が認められてきた領域(選挙制度)において、「立法者の努力」という立法過程における主観的要素を合憲性審査の判断基準として用いた平成16年参議院議員定数不均衡事件判決の補足意見2である。この問題に対する従来の判例法理が、違憲状態の有無を実体判断した後に、合理的期間の経過を判断するという二元的な枠組みであったのに対し、(藤田裁判官によって主導された)補足意見2は立法者の「真摯な努力」の有無のみが合憲違憲の結論に直結するという一元的な枠組みであったという点で注目された。判例の動向を踏まえて、学説においても当該手法が実体ではなく判断手続に着目することから、立法者による制度形成を正面から判断するものではなく、裁判所が使いやすいと好意的に評価され、また、理論的な観点からは、憲法上の権利のうち保障内容の画定を憲法が法律に委ねている人権の場合に、立法判断の過程に瑕疵があることはその結果が最適解でない可能性が大きいとみなして違憲とする際に当該審査手法が有益であるとされる。しかし、立法裁量の統制手法をめぐる学説の議論は従来との対比で前記補足意見2の示した判断枠組みの意義を強調あるいはその可能性を示すにとどまっていた。

2. 研究の目的

本研究は、前述した学術的背景にある研究者(私)の問題意識の下で、立法裁量の裁判所による統制が十分に機能していない(それに起因する不十分な人権保障の)現状、さらにはその状態に適切な処方箋を提供できていない憲法学に対し、新たなアプローチとしての準手続審査の日本への応用可能性を具体的に探究するものである。こうしたアプローチの可能性を指摘する論考はすでに幾つか存在するとしても、本研究は単なる可能性の指摘にとどまるものではなく、いかなる領域でどのような条件下で準手続審査が適用可能である(されるべきである)のかを、比較法研究を通じて理論的に構築しようと試みるものである。

また、立法府や行政府の担う役割がますます増大する現代社会においては、裁判所が審査する対象それ自体の内容も複雑化し、より専門技術的内容を持つものが多くなることは避け難い。こうした状況で従来型の実体審査に拘泥することは、かえって裁判所の司法消極主義を助長し兼ねない。そのため、立法府の様々な制度形成に一定の裁量が認められることを前提に、ある法律の目的と規制手段の合理性につき、立法過程に着目した審査を補完的に用いることで確保するというアプローチを採用する意義は極めて高いものと思われる。かような審査手法は、立法府の判断を客観化(=可視化)するということのみならず、従来立法府の裁量を前提に権利保障が不十分であった領域において法律の合理性(rationality)を確保するという意義や、裁判所と議会との協働的営為(他機関との対話)を促進することで人権保障を深化させるといった意義が認められる。さらに、憲法上の権利の保障内容が憲法によって全面的に画定されない、すなわち未確定な部分の画定を法律に委ねるといった制度依存的権利の場合に、裁判所が立法裁量をいかに統制して人権保障を図っていくのかを明らかにする試みは、準手続審査の日本への応用可能性を具体的に探究することに繋がるものである。

3. 研究の方法

研究の方法については当初の研究計画では、2019年度に欧州司法裁判所や欧州人権裁判所の裁判例に見られる準手続審査の分析を行い、そこで展開される準手続審査の適用領域やその適用条件の画定を試みることに、また、2020年度にドイツの連邦憲法裁判所の裁判例に見られる準手続審査の分析を行い、ドイツにおける準手続審査の展開とその適用条件を明らかにすること、そしてこれらの研究の成果をもとに、2021年度は準手続審査のわが国への応用可能性について、これまでの研究内容を網羅的に整理することが予定されていた。

しかし、COVID-19の世界的大流行の影響により、2019年度は研究活動そのものが十分に行えないといった状況に置かれ、また2020年度以降もCOVID-19の長期にわたる影響により、当初予定した専門家へのインタビューや現地での関連資料の収集が実現できないという事態に陥ってしまったことで、前述の研究手法それ自体も一部大幅に変更せざるを得ないことになった。変更

を検討するなかで、本研究の準手続審査の前提となる裁量論のあり方に関して検討を進める新たな必要性が高まっていたこともあり、一部にアメリカも加え、裁量論や訴訟論とそれに対する裁判所の統制のあり方について研究を進めるなど、当初の研究計画を修正しつつ研究を行った。

4．研究成果

本研究期間全体を通じての研究の成果としては、立法府の裁量が 明示的であるか黙示的であるかを問わず 前提にされていることを裁判所による敬讓審査の根拠とする場合に、立法府には敬讓を導き出す条件として、立法の「合理性」を獲得する義務が存在し、裁判所としては立法府の当該義務を、立法過程を通じて適切に履行していると認めることができる場合に敬讓的審査を行うべきであるという帰結が得られた。

欧州司法裁判所や欧州人権裁判所の裁判例に見られる準手続審査やドイツ憲法裁判所の裁判例に見られる準手続審査に関する研究においては、各機関の性質（憲法裁判所の存在か否か）から若干の差異が認められるものの、従来裁判所による敬讓審査から立法過程における手続的観点を実体審査に加味したうえで、立法裁量を実効的に統制しつつ、立法府に制度形成の余地を残す協働的なアプローチが採用されていること見出すことができた。しかし、研究方法の変更によって十分な整理が行えていないため研究期間終了時に公刊には至っておらず、今後の発表を予定している。現時点での研究の成果を公表したものとしては、主な発表論文等に記載された内容のとおりである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 小林祐紀	4. 巻 82
2. 論文標題 事件・争訟性と当事者適格	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 比較法研究	6. 最初と最後の頁 263-269
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小林祐紀	4. 巻 104
2. 論文標題 Trump v. New York, 592 U.S. __, 141 S. Ct. 530 (2020) : トランプ大統領が下院の議席配分と選挙区割り で不法移民の人口を除外するよう命じたことを巡り、この命令を認めないよう求めた訴訟において当事 者適格が否定された事例	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 琉大法学	6. 最初と最後の頁 187-210
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 小林祐紀
2. 発表標題 事件・争訟性と当事者適格
3. 学会等名 比較法学会第84回総会 ミニ・シンポジウムE「アメリカ憲法訴訟の司法制度的・訴訟手続的基礎」
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 大林啓吾編	4. 発行年 2021年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 615
3. 書名 アメリカ憲法と民主制	

1. 著者名 大林啓吾・石新智規・櫻尾洵・小林祐紀・高橋脩一（訳）	4. 発行年 2021年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 392
3. 書名 裁判所と世界 - アメリカ法と新しいグローバルの現実 -	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------